

議員提出意見書案第1号

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会
会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和2年3月18日

産業建設常任委員長 大河内 和彦

須賀川市議会議長 五十嵐 伸 様

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約 20 万人減少し、人手不足は深刻化している。

人手不足を補うための外国人労働者数も対前年比で約 20%増加し、障がい者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、パート労働者、契約社員・派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の 4 割となるなど働き手の多様化も進んでいる。これら、国籍の違い、障がいの有無、雇用形態の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することがあってはならない。どこで働いても、どのような就労形態であっても、賃金は生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準とすべきである。

また、人口減少による消費者の購買力の低下は、企業活動の縮小や賃金のデフレ化を招き、地域経済へのダメージと更なる経済の縮小が懸念される。そして、消費増税による物価変動への影響も無視できない。

社員・従業員の定着化を進め、製品やサービスの付加価値向上、モノづくりの生産性向上を前提とした賃金引上げによる消費の喚起と市場拡大を目指す「経済の好循環」が求められる。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する下記事項の実現について強く要望する。

記

- 1 福島県最低賃金は、毎年年率 3 %程度を目途に引き上げをはかること。また、2019 年 6 月に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針の「より早期に全国加重平均 1,000 円になることを目指す」とした方針に基づき、相応の引上げを行うこと。
- 2 福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 3 消費増税による物価変動の状況を見極め、増税に見合った最低賃金を担保すること。
- 4 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- 5 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期発効に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

福島県須賀川市議会議長 五十嵐 伸

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛

福島労働局長